

新たな病床区分への移行期間中の基準病床数の算定式を定めるに当たっての主な検討事項に関する医療計画部会の意見

1 一般病床及び療養病床について

(1) 基本的考え方

- 移行期間中は、法律上、一般病床及び療養病床全体として基準病床数を算定することとされているが、その算定式は、医療審議会（平成10年10月25日、平成11年12月16日）で示した以下の算定式を基本に検討することとしてよいか。

(算定式)

基準病床数

=

$$\left[\begin{array}{l} \text{現行の算定方式で、入院率については} \\ \text{基準値又は都道府県値のいずれか低い} \\ \text{値を用いて算定した必要病床数} \end{array} \right] \times \frac{\text{退院患者の平均在院日数(将来見込)}}{\text{現在の退院患者の平均在院日数}}$$

(部会の意見)

- 基本的な算定式の考え方とは、移行期間中の暫定的なものとして承。ただし、入院率の設定方法については（2）のとおりとする。

(2) 入院率の考え方

- 入院率については、基準値又は都道府県値のいずれか低い値を用いて算定することとする場合、基準値の考え方とは標準偏差に係数をかけたものを、全国平均値に加えて設定することとしてよいか。

(部会の意見)

- 別紙1のとおりの考え方とする。

(3) 平均在院日数の将来見込みについて

- 平均在院日数の将来見込みを勘案しその短縮化を算定にあたって加味することとする場合、平均在院日数の将来見込みの考え方は計画年限である5年間を見込むこととしてはどうか。

(部会の意見)

- 短縮化率を0.9とする。

(4) 病床利用率の考え方

- 病床利用率については、現行の考え方を踏襲することとしては、どうか。

(部会の意見)

- 別紙2のとおりとする。

(5) 流入入院患者・流出入院患者数の取扱いについて

① 1/3 加算の取扱い

- 現行の算定方式においては、他地域からの流入入院患者数を加算、他地域への流出入院患者数を減算した上で、当該地域に住所を有する患者が他の区域に所在する病院に多く入院している場合は、流出入院患者数の3分の1の範囲内で加算できることとされているが、これについては、「必要病床数等に関する検討会」報告書等を踏まえ、廃止することとしてはどうか。

(部会の意見)

- 廃止することとする。

- ② 都道府県知事の裁量について
- 流入入院患者・流出品院患者数については、「必要病床数等に関する検討会」報告書等を踏まえ、都道府県知事の裁量により、二次医療圏ごとの実際の流入・流出品院患者数の範囲内で設定できることとしてはどうか。
 - この場合、都道府県全体の基準病床数に何らかの上限を設ける必要があるのではないか。
- (部会の意見)
- 別紙3のとおりの考え方とする。

2 精神病床及び結核病床について

(1) 基本的考え方

- 精神病床及び結核病床については、入院率の地域間格差等なお検討すべき点があるため、当面、従来の考え方で基準病床数を算定することとしてはどうか。なお、ブロック別の入院率、病床利用率は更新することとする。

(部会の意見)

- 上記の考え方で了承。

3 感染症病床について

(1) 基本的考え方

- 感染症病床については、現在、必要病床数が定められていないが、今後は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき指定される感染症指定医療機関の感染症病床数に基づいた数とすることとしてはどうか。

(部会の意見)

- 上記の考え方で了承。